

許可・認可に関する事業者意見① (基準の不統一)

資料5

※1 基準の不統一:同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なるもの

※2 経済団体ヒアリング資料(平成29年9月15日行政手続部会)及び「事業者に対するアンケート調査(平成28年11月実施)」自由記載欄より、組織・部署・担当者により「求められる書類(情報)が異なる」「許認可等の判断時の基準が異なる」という意見を抜粋(番号1~4)。番号5は、規制改革推進会議ヒアリング(平成28年11月15日)での意見を抜粋。

番号	意見提出者	制度	所管省庁	手続の種類	基本計画の策定対象	手続主体(国/地方)	意見	対応
1	経済同友会	電気事業法	経産省	営業の許認可	○	国	保安管理業務の外部委託申請等に係る手続について、全国産業保安監督部の各技官により解釈に違いがある。そのため、提出書類が異なり処理が煩雑である。	
2	アンケート	・理容師法 ・美容師法	厚労省	営業の許認可	○	地方公共団体	(理容所・美容所開設者地位承継届(合併・分割)手続の簡素化) 理容師法第11条の3第2項・美容師法第12条の2第2項に関し、保健所毎に対応が大きく異なり以下の手続きが煩雑である。 ・一連の手続き(申請書類の受取り、提出、確認済証の裏書など)を郵送で対応していただきたい。一部の保健所においては郵送で対応していただいているが、これまでに不具合が起きた覚えはない。 ・担当者が変わると手続き方法が変わり、保健所として統一した対応ができていない。担当者の考え方次第で手続きが変わる。	
3	アンケート	鉱業法	経産省	営業の許認可	○	国	鉱業権許認可の取扱について、担当者によって鉱業法の運用に対する認識が同一ではなくて、地域によって異なる指示を受ける場合がある。	
4	アンケート	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	・厚労省 ・経産省 ・環境省	営業の許認可	○	国	化学品等の安全管理に関する手続きに関して、中間物等申請手続きにおいて、部署・担当者毎に審査・判断基準が異なる。	
5	(財)宿泊施設活性化機構 (28年11月15日規制改革推進会議ヒアリング)	旅館業法	厚労省	営業の許認可	○	地方公共団体	旅館業法の営業許可を取得するに当たり、担当者の翻意により、最終的な確認時に許可を得られない場合がある。	